

新潟市公文書管理条例（仮称）検討委員会開催要綱

（目的）

第1条 新潟市公文書管理条例（仮称）制定に向け、次に係る事項について有識者から幅広い意見を聴取するため、新潟市公文書管理条例検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

- （1）公文書管理条例の制定に関する事項
- （2）その他必要事項

（組織）

第2条 委員会は5人以内で組織する。

- 2 委員は有識者で構成する。

（設置期間）

第3条 委員会の設置期間は、令和3年3月31日までとする。

（守秘義務）

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（会議）

第5条 検討委員会は、必要の都度市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、検討委員会に委員以外の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 検討委員会は原則、公開とする。ただし、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例43号）第16条の規定により非公開とすることができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、総務部総務課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年1月10日から施行する。